

明治四十一年法律第二十九号

刑法施行法 抄

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑

法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二条 刑法施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑

ト旧刑法ノ主刑トテ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑 旧刑法ノ刑

死刑 死刑

無期懲役 無期徒刑

無期禁錮 無期流刑

有期懲役 有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期禁錮 有期流刑、重禁錮、輕禁錮、輕禁錮

罰金 罰金

拘留 拘留

科料 科料

第十条 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判

ヲ為ス場合ニ於テハ其罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其

罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一条 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル余

罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト

雖モ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二条 第七條第一項各号ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ

關スル規定ヲ準用ス

第十三条 第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三条 刑法施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ処セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、仮

出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ

留置スル場合ニ於テハ檢察官ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為ス可シ

第十四条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十五条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十六条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十七条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十八条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十九条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十一条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十二条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十三条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十四条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十五条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十六条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十七条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十八条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十九条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十一条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十二条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十三条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十四条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十五条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十六条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十七条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十八条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十九条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十一条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十二条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十三条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十五条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十六条 刑法施行前ニ出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

一 削除

- 二 削除
- 三 明治三十八年法律第六十六号二掲ケタル罪
- 四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪
- 五 船舶法ニ掲ケタル罪
- 六 船員法ニ掲ケタル罪
- 七 船舶職員及び小型船舶操縦者法ニ掲ケタル罪
- 八 船舶検査法ニ掲ケタル罪
- 九 戸籍法ニ掲ケタル罪
- 第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ
- 一 著作權法ニ掲ケタル罪
- 二 削除
- 三 移民保護法ニ掲ケタル罪
- 第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ旧刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ為メ變更セラルルコトナシ
- 第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ト看做ス
- 第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ト看做ス
- 前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス
- 前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス
- 前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス
- 第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス
- 第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ該セラレタルモノト看做ス
- 第三十四條 前條ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス
- 第三十五條 前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス
- 第三十五條 六年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ノ刑ニ該セラレタルモノト看做ス
- 六年未満ノ懲役ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該セラレタルモノト看做ス
- 六年未満ノ禁錮ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該セラレタルモノト看做ス
- 第三十六條 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該セラレタル者及ヒ旧刑法ノ禁錮ノ刑ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス
- 第三十七條 他ノ法律中旧刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル為メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス
- 第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為ス可シ
- 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得
- 第五十四條 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ

- 第五十五條 刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス
- 上訴裁判所ハ新ニ執行猶予ノ言渡ヲ為スコトヲ得
- 第五十六條 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ
- 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得
- 第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス
- 第五十八條 明治三十八年法律第七十号ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケケル期間ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第五十九條 明治三十九年法律第五十四号ハ之ヲ廢止ス
- 第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
- 第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為スコシ
- 附則 (明治四三年四月二三日法律第五三三號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (明治四二年三月八日法律第四四號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (明治四三年四月二三日法律第五三三號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (大正五年三月七日法律第一五五號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (大正五年三月七日法律第一七七號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (大正一一年四月二五日法律第七一七號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (昭和二年四月一日法律第四七號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (昭和二年八月一四日法律第七二號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (昭和二年四月一六日法律第六一號) 抄
- 第三十三條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。
- 附則 (平成一〇年一〇月二日法律第一一四號) 抄
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附則 (平成一四年六月七日法律第六〇號) 抄
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 附則 (令和四年六月一七日法律第六八號) 抄
- (施行期日)
- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日